藤女子大学 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法)危機管理指針

							改正 2021.5.7段階 改正 2021.9.24段階 改正 2022.4.1段階	改正 2021.9.9段階 改正 2021.12.15段階 改正 2022.11.17段階	
レ	ベル	研究活動	授業(講義・演習・実習)	学生の課外活動	事務体制	会議等(研修、説明会を含む)	学内行事等	出張	学外者
	通常	○制限なし	〇対面授業(通常通り)	○制限なし	○通常通り	○制限なし	○制限なし	制限なし	○制限なし
1	する北海道におけるレベル分類 (以下北海道におけるレベル分	○ 感染拡大防止に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、学生・院生・教員 (研究助手を含む)(以下、研究室関係者という。)は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないことを確認しながら、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○ 感染拡大防止対策を行い、原則、対面 授業を実施する。 ○ 原則、学校における新型コロナウィルス 感染症に関する衛生管理マニュアルを参 考に座席を配置する。ただし、一部教室に ついてはその限りではない。	〇 感染拡大防止に最大限 配慮した上で、申請・承認 をもって活動を許可する。	○ 各部署は、感染拡大防止に 最大限配慮して、通常と同様の 範囲の業務を行う。	○ 感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。 オンライン会議やメール会議等の導入も並行する。 ○ 会場の1/2または2/3の定員を目安とする。 ○間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)に廃配置する。 ○参加者の発話がほとんどない研止 修、説明会の場合は感染拡大防止対策防止対策に最大限の配慮をし、100%定員でもよい。ただし、発話者との距離は2mを確保する。	い。ただし、発話者との距離は2m	○緊急事態宣言の対象 地域、および感染拡大・ 観察注意地域への出張 禁止。 ○それ以外の地域につ いては感染拡大防止に 最大限配慮して行う。	〇感染拡大防止に最大限 の配慮をして、学外者の 訪問に対応。
2	北海道におけるレベル分類で札 幌市が2相当である場合	○ 感染拡大防止に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、研究室関係者は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないことを確認しながら、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○ 感染拡大防止対策を行い、原則、対面 授業を中心に実施する。 ○ 原則、学校における新型コロナウィルス 感染症に関する衛生管理マニュアルに準 じた座席配置とする。ただし、一部教室に ついてはその限りではない。 ○ 前項の基準で実施困難な科目につい てはオンライン授業を実施する場合があ る。	○ 感染拡大防止に最大限配慮した上で、感染リスクの低い活動のみ申請・承認をもって許可する。	○ 各部署は、感染拡大防止に 最大限配慮して、通常と同様の 範囲の業務を行う。 ○ 公開の を避けるための時差出動 を推奨する。	〇 感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。 オンライン会議やメール会議等の 導入を推奨する。 〇 会場の1/2または2/3の定員を 目安とする。(教室の場合最大120 人とする。) 〇間隔を可能な限り2メートル(最 低1メートル)確保するように座席 配置する。	て行うこととする。	○緊急事態宣言の対象 地域、および感染拡大・ 観察注意地域への出張 禁止。 ○それ以外の地域につ いては必要最小限とし、 感染拡大防止に最大限 配慮して行う。	〇対面が必要な場合は、 感染拡大防止に最大限の 配慮をして、最少人数、で きる範囲で短時間とする 〇オンラインでの面談を推 奨する。
3	①北海道におけるレベル分類で 札幌市が3相当であり、北海道 知事から、対策強化宣言等 が発令され、症状がある場合の 自宅待機その他の行動規制に 関する要請があった場合、また は②本学関係者の罹患者が発 生し、感染状大防止及び安全配 慮の観点から、必要と認める場 合	○ 感染拡大防止に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、研究室関係者は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないことを確認しながら、可能な限り場での滞在時間を減ら、○ ○可能な限り自宅での研究活動を推奨する。	〇十分な感染拡大防止対策を行い、原 則、対面接案を中心におこなう。ただし、感 染状況によっては、対面とオンラインを併 用することもある。 〇原則、学校における新型コロナウィルス 感染症に関する衛生管理マニュアルに準 じた座席配置とする。ただし、一部教室に ついてはその限りではない。	○ 感染拡大防止に最大限 配慮し、活動時間の短縮 砂頻度を下げた上で感染 リスクの低い活動のみ申 請・承認をもって許可する。	○各部署は、感染拡大防止に最 大限配慮して、通常と同様の範 囲の業務を行う。 ○一部の職員に対して在宅勤 務を命じることとし、在宅勤務者 に対しては、在宅で処理が可能 な業務を行わせる。 ○混雑を避けるための時差出勤 を推奨する。	○ オンライン会議やメール会議等 の実施を中心とする。 ○ 会場の1/2または2/3の定員を 日をよする。(教室の場合最大100 人とする。) ○間隔を可能な限り2メートル(最 低1メートル)確保するように座席 配置する。	〇感染拡大防止に最大限配慮をして行うこととする。 〇会場の1/2または2/3の定員を目安とする。 〇間隔を可能な限り2メートル(最低メートル)確保するように座席配置する。 〇訪問者に配慮し、対面とオンラインの併用、もしくはオンラインで実施する。	○緊急事態宣言の対象 地域、および感染拡大・ 観察注意地域への出張 禁止。 ○それ以外の地域につ いては必要最小限とし、 感染拡大防止に最大限 配慮して行う。	〇本学関係者以外について、不要不急の訪問を自粛するよう要請。 〇対面が必要な場合は、 感染拡大防止に最大限の 配慮をして、最少人数、できる範囲で短時間とする。 〇オンラインでの面談を推 奨する。
4	幌市が4相当であり、北海道知 事から、新型インフルエンザ等対 策特別措置法(平成24年法律第 31号)の規定に基づき 医療非 等事態宣言等を発令し、緊急事 態措置を実施すべき区域とした 場合	○ 研究室関係者のうち教員(事情によっては大学院生、卒業研究に係わる学部学生も可)のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる。長期間にわたって継続している実験を遂行中の教員 2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する教員	○授業は原則、オンラインで実施する。 ○免許・資格に関わる実験・実習科目、学 外実習に関わる科目、その他本学の設備 を使用しなければ成立しない授業等につ いては、感染拡大防止対策を行った上で、 対面授業等の実施を認める。 ○オンライン授業を受請するために、学内 のPC、インター末ット環境を使う必要がある場合及び図書館資料が必要な場合は、 感染拡大防止対策対策を十分行ったうる で使用を認める。登校した学生を把握する。。	〇オンラインでの活動を中心とするが、公式大会やそれに関わる終習。マティングなど一部の対面活動のみ申請・承認をもって許可することがある。ただし、都道府県知事からの要請っなや大空判断により、対面での活動が全面禁止となる場合がある。	〇各部署は、大学機能を最低限 の 等くの概算のみ行う。 の 等くの概算の場合では、 一等とのでは、 できないでは、 一等とのでは、	○ オンライン会議やメール会議等の実施を中心とする。 対面が必要な場合は、感染拡大防止に最大限配慮して概ね10人以下で行うこととする。	〇オンラインで開催する。 〇対面実施は、入学試験以外は禁止する。 〇入学試験は、感染拡大防止に最 大限配慮し、対面もしくはオンラインを併用して実施する。	〇原則禁止	〇原則として、本学が認めた者以外の立入を禁止する。
5	①北海道におけるレベル分類で 札幌市が4相当である場合、また は②大学を閉鎖せざるを得ない 場合	〇大学機能を最低限維持するため、当該学 材主任あるいは研究科主任の許可の下、生 物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫管理な ど研究材料の維持あるいはサーバー維持な ど研究材料の維持あるいはサーバー維持な でいるが表現している。 関係者のみ立ち入りが可能。ただし、原則 交代制とする。	○ 全ての授業を休講とする。	〇 全面禁止とする。	○ 大学施設の維持管理要員の み出勤とする。	○ 会議等は延期・中止とするが、 大学機能を最低限維持するために 必要な会議等については、オンライ ン会議又はメール会議により実施 する。	〇行事等は延期・中止とする。	〇禁止	〇立入を全面禁止とする

2020.4.27段階 改正 2020.6.3段階 改正 2020.8.20段階 改正 2021.3.29段階